

2025（令和7）年3月11日
自由民主党栄養士議員連盟総会

2026年度（令和8年度） 栄養関連予算等に関する主な要望

日本栄養士連盟 会長 井上 幸子

公益社団法人 日本栄養士会 会長 中村 丁次



公益社団法人
日本栄養士会

栄養の力で人々を健康に、幸せにするために活動を展開

個人のライフステージ



栄養・食生活課題

・妊娠中の適切でない体重増加
・低出生体重児

・小児肥満
・偏食
・食物アレルギー

・若い女性のやせ
・貧血
・若い男性の肥満

・メタボリックシンドローム
・肥満、高血圧
・糖尿病、脂質異常症

・フレイル・認知症
・口腔機能低下
・低栄養

家庭

保育施設・就学(学校)

就労(職場)

地域包括

全ライフステージの様々な栄養・食生活の課題の改善に管理栄養士・栄養士が関与

多様な
職種で
活動

集団給食施設（保育施設・学校・事業所・病院・介護施設等）・自治体・企業・教育機関など

特別な栄養管理が必要な人を対象とする特定給食施設の給食管理・栄養管理

医療・介護・障害福祉分野における傷病者を対象とした栄養管理、栄養食事指導

災害時における被災者への栄養・食生活支援、栄養管理

■ 著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえて、さらに 管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ることが必要

そのための各種制度等の見直し、予算確保等について、下記のとおり要望

病院やクリニック等の
医療施設

21,090人

43 %



医療

介護保険施設・障がい福祉施設
児童福祉施設

10,317人

21 %



福祉

小中学校
学校給食センター

3,442人

7 %



学校健康教育

都道府県庁、
市町村、保健所

3,940人

8 %



公衆衛生

企業・事業所・薬局
フリーランス・起業

7,583人

16 %



勤労者支援 地域活動

管理栄養士・栄養士
養成施設
研究機関

2,655人

5 %



研究教育

重点要望事項

1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化

- (1) 日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）
- (2) 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

3 「日本標準職業分類表（総務省）」に「管理栄養士」職種の追加

4 管理栄養士・栄養士養成課程における教育内容の見直し（栄養士法施行規則の改正）を行うための検討会（厚生労働省）の設置

5 こども・若者への栄養政策の充実強化

6 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

7 令和8年の診療報酬の改定への支援

1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

医療・福祉分野における栄養管理の推進

- 患者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報として、医療法に基づく医療機能情報提供制度において、「管理栄養士・栄養士」の医療職種として明確化
- 令和6年度診療報酬、介護報酬、障害者サービス等報酬改定で、栄養重要性が評価

幅広い他分野との連携した栄養施策の推進

- 健康日本21（第三次）における健康的で持続可能な食環境づくりを始め、様々な関係部署・関係機関等と連携した栄養政策の推進

災害支援における栄養・食生活支援を担う体制の強化

- 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）で、災害派遣医療チームとして日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）も加わる
- 防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）では、管理栄養士等による避難所における被災者の栄養・食支援について必要な措置を講じるよう努めることが具体的に明記

●管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になる

■卒後研修を通じ、生涯にわたり資質の向上を図ることについて、**栄養士法に規定し**
管理栄養士・栄養士の**人材育成体制を位置づける**

2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化

(1)日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実強化に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）

国際的な栄養政策「東京栄養サミット2021 コミットメント」の実現

- 東京栄養サミット2021の成果文書（東京宣言）の日本政府のコミットメントの項目である「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を「国際的な栄養政策」として日本が世界に発信・支援

日本国内においても「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」

- 日本国内においても「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策を着実に遂行

司令塔としてリーダーシップをとるための組織

- 日本栄養士会をはじめとする多様な関係団体、関係機関等が連携し、栄養政策の更なる充実に向け厚生労働省に司令塔としてリーダーシップをとるための組織が必要

- 日本の栄養政策の中心を担っている厚生労働省において
栄養指導室を「省令室」に昇格させ、国際的にリーダーシップをとるための組織体制の強化

2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化

(2)産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

健康的で持続可能な食環境戦略（イニシアチブ）を推進

- 厚生労働省は、我が国の栄養課題「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等に産学官等が連携して取り組むため、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げた

「健康日本21（第三次）」における食環境づくりの推進

- 全都道府県が「イニシアチブ」と連携することを目標として設定し、取り組みを強化

経済財政運営と改革の基本方針2024に民間企業等との連携が明記

- 中長期的に持続可能な経済社会の実現「経済・財政新生計画」の中で、予防・重症化予防・健康づくりの推進として、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、民間企業との連携が明記

食環境づくりを推進できる人材育成・技術支援

- 国と都道府県、企業と消費者との仲介役としての役割を発揮できる人材育成や技術支援が必要

■「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を通じた食環境づくりの
更なる推進に向けて、継続的かつ十分な予算措置

3 「日本標準職業分類表（総務省）」に「管理栄養士」職種の追加

「日本標準職業分類」（総務省）管理栄養士は栄養士（小分類151栄養士）に包含

管理栄養士は当該小分類項目「151栄養士」の内容例示として記載）

- 「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）において、
現状、管理栄養士は同調査の職種として把握されず、栄養士として把握

管理栄養士の職務

- 医療、介護等の領域では、栄養指導や多職種連携での栄養管理は管理栄養士が担っている
- 栄養管理等に係る公的保険の算定対象も、管理栄養士が行った場合に限定されている

栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正

- 栄養士免許を受けていない者でも管理栄養士免許を受け得ることとなり、管理栄養士であっても栄養士免許を有していない者が就業していく見込みです。

- 「賃金構造基本統計調査」において、管理栄養士と栄養士の分類を区別して
各職務による賃金構造の実態を把握することが必要

- 「職業分類改定研究会」（総務省）において、
日本標準職業分類表に「**管理栄養士**」を追加することについて検討

4 管理栄養士・栄養士養成課程における教育内容の見直し （栄養士法施行規則の改正）を行うための検討会（厚生労働省）の設置

教育環境等の整備が重要

○近年の社会経済状況の多様化や疾病構造の変化、高齢化の進展等を背景に、管理栄養士と栄養士の活躍の場も各々の役割に応じて変化している、この状況に対応できる教育環境等を整備

診療報酬・介護報酬等公的保険の算定対象は管理栄養士が行った場合に限定されるなど、**管理栄養士と栄養士で求められる役割が異なってきている**
卒後教育を充実・強化するためには、卒前教育からの継続性をもって推進
することが重要

■ 栄養士法施行規則の改正に向けて、
管理栄養士・栄養士養成課程における教育内容の見直しを行う
ための**検討会（厚生労働省）の設置**

5 こども・若者への栄養政策の充実強化

プレコンセプションケアについて5か年戦略の策定・着実に推進

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」に盛り込まれる
- こども家庭庁では、2025年11月から「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」を開催し、具体的、かつ、実効性のある取組について検討

- 性と健康に関する正しい知識の普及にあたっては、
若者に対する管理栄養士・栄養士による適切な栄養・食生活へのサポートが必要

- 厚生労働省、文部科学省、経済産業省と連携**を図り、自治体、医療機関、教育機関、企業において、**切れ目のない栄養・食生活へのサポート**の実施

「こども未来戦略」では、障害児や医療的ケア児への支援の充実

- 全てのこどもの健やかな発育・発達に資する栄養政策の充実強化**

6 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

栄養教諭の役割（職責）

- 学童期におけるこどもの将来にわたる身体を作るための良好な栄養管理や痩身傾向、食物アレルギー等の健康課題を有する児童・生徒への個別栄養相談への対応
- 医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする児童・生徒への栄養・食生活支援

栄養教諭制度の創設時の理念が十分に達成できているとは言えない現状

- 各都道府県における栄養教諭の配置状況が約7%～100%と都道府県間で相当の格差
- 栄養教諭の法的位置づけ、採用、任用、配置、求められる役割等に課題があることが指摘
- 栄養教諭の給食管理業務の比重が大きく、児童・生徒に対する食に関する指導や個別的栄養相談に十分注力できない学校が少なくない状況

子どもたちは自分が生活する地域を選べない中、他律的な理由により、
栄養教諭から食に関する指導を受けられない子どもたちが多数存在し、
日本栄養士会として、この状況を非常に重大視している

■都道府県を対象としたこうした状況の改善、**地域間の格差の是正**
に向け、栄養教諭の配置促進について**強力な支援**

7 令和8年の診療報酬の改定への支援

管理栄養士の病棟配置は患者満足度や栄養管理の質の向上に寄与

- 栄養障害や病態栄養管理を要する患者へのきめ細やかな栄養管理の必要性は全ての病院で大切
- 一部の病棟で専従配置が評価され重要性が認識

■ 管理栄養士の**病棟の専従配置**の更なる推進

食事療養費の収支差額は赤字

- 日本栄養士会の「2023年度入院食時事療養費の収支等に関する実態調査」の結果では、食事療養費の収支差額は1日1人あたり594円のマイナスの赤字額

人材確保が困難な現状から病院給食の運営は厳しい状況

- 患者の高齢化に伴い、手間やコストのかかる嚥下調整食の対応等による人材確保が困難な現状
- 人件費も高騰し、委託給食会社が撤退する医療機関も散見

■ 入院時食事療養費が**適正に評価**され、さらなる充実